

[生活の心得]

1. 学習について

学習は生徒の本分であることを十分に自覚し、全力をあげてその目標達成に努める。

教室は常に整理整頓に留意し、気持ちよく授業が受けられるような雰囲気をつくる。

生徒委員をはじめ各委員は、常に職員との連絡を密にし、円滑な学習が行われるように留意する。

2. 登下校について

登下校の際は、必ず制服を着用する。交通規則・交通マナーをよく守る。

車(二輪・四輪)による登下校は禁止する。保護者以外の、車への同乗による登下校も同様に禁止する。自転車通学は届出制とする。生徒は自転車を学校に登録し、ステッカーを必ず貼り所定の場所におく。

下校は、午後5時までとする。ただし、下校時間以後残留を必要とする場合は、部顧問または関係職員に必ず許可を得る。校舎の施錠は午後6時であるが、最終下校時刻は、午後7時とする。

3. 校内生活について

公共物は大切に取扱い、常に整理整頓に留意する。

学校の備品などを使用する場合は、事前に届け出て関係職員に指導を受ける。

上履きと体育館シューズは、本校所定のものを使用する。

欠席、遅刻、早退等が前もって明らかな場合には、生徒は生徒手帳の諸届・許可欄を使用し事前にHR担任に届け出る。やむを得ない場合は、保護者が必ず電話で連絡し、登校後届け出る。なお長期欠席の場合は、医師の診断書を必要とする場合がある。

登校時から下校時までは、許可なく校外に出てはならない。

文書等を掲示するとき、印刷物を配布するとき、および学校内外を問わず集会を催すときは必ず事前に担任または顧問に届け出る。

4. 校外生活について

旅行、キャンプ、登山等については、必ず保護者の承認を得て行うとともに、事前に所定の用紙でHR担任を通し届け出て、関係職員の指導を受ける。

アルバイトはできるだけ避ける。やむを得ずアルバイトを行う場合は、保護者の承諾を得て、アルバイト届をHR担任を通して届け出る。(無断アルバイトは禁止)

風紀上問題のある飲食店、娯楽施設等には立ち入らない。

5. その他

いかなる場合でも暴力を使ってはいけない。

みだりに金銭の徴収や貸し借りをしてはならない。

校則及び法を破る等、安心安全を脅かす行為を行ってはならない。その行為を行った場合は、特別指導の対象となることがある。

[服装・頭髪・所持品規定]

本校生徒としての誇りを持ち、華美をつつしみ常に清潔を旨とし服装を正しく整える。服装・頭髪については、規定をよく守り、常に清潔を保ち、品位を失わないように留意する。

1. 夏季の服装（原則として5月1日から10月31日まで）

※男子は、学校指定のズボン、ワイシャツとする。

※女子は、学校指定のスカート(ズボン)、ワイシャツとする。

学校指定のワイシャツ、もしくは指定のワイシャツと同型のものを着用し、左袖に学校指定のマークを付けることを原則とする。また、無地で白色のポロシャツをオプションとして着用してもよい。（ワンポイント不可）

無地の紺・黒・白・茶（ベージュを含む）・グレーのベストやカーディガン、セーターをワイシャツ等の上に着てもよい。（ワンポイント不可）

靴下は華美にならないように心掛けること。

2. 冬季の服装（原則として11月1日から4月30日まで）

※男子は学校指定の上着、ズボン、ワイシャツ、臙脂（エンジ）のネクタイとする。

※女子は学校指定の上着、紺のスカート(ズボン)、ワイシャツ、臙脂（エンジ）のリボン(ネクタイ)とする。以上を正装時の服装とする。

学校指定のワイシャツ、もしくは指定のワイシャツと同型のものを着用し、左袖に学校指定のマークを付けることを原則とする。上着の左襟には校章をつける。

男子は学校指定のネクタイ、女子は学校指定のリボン(ネクタイ)、または、オプションの学校指定のネクタイを着用する。

上着の上に防寒着を着用する場合は、コートまたはウインドブレーカーとする。ただし、華美にならないように心掛けること。また、上着の下に、無地の紺・黒・白・茶（ベージュを含む）・グレーのベストやカーディガン、セーターを着用してもよい。

靴下は華美にならないよう心掛けること。

※10月1日から10月31日までは移行期間とし、夏季の服装、冬季の服装のどちらでもよいものとする。

3. 頭 髪 等

頭髪は高校生として見苦しくないスタイルとする。

※パーマ、アイロン、脱色、染色等はしないこと。なお、再三の指導にも従わない場合は、特別指導の対象とする。

化粧，マニキュア，ピアス，アクセサリ等はしないこと。

4. 所持品

靴は運動靴か，黒または茶の革靴で高校生らしいものとする。

鞄は高校生にふさわしいものを使用するように心掛けること。

多額な現金や高価な物などは学校へは持ち込まないこと。

所持品には必ず氏名を明記する。

学校生活において，不必要なものは持参しないこと。

携帯電話（スマートフォン等を含む）の校内への持ち込みは可とするが，授業中における許可のない使用は一切禁止とする。

5. 異装届け

やむを得ない理由により異装を必要とする場合は，所定の様式で届け出て指導を受ける。

6. その他

体育着

ア 学校指定の体育着とする。

イ 体育館内は学年色別の体育館シューズを使用し，上ばきの使用は禁止する。

校外における部活動等の移動

原則として制服とする。ただし，顧問の判断により，学校指定のジャージまたは部活指定のウェアも可とする。

運転免許証と車（二輪・四輪）の使用について

1. 免許取得には社会的な責任が伴い，重大な責務を負う可能性がある。取得にあたっては，交通安全についての認識を十分に高めること。

交通安全をふくめ高校生活の充実に努める。

車には便利さがある反面，痛ましい事故を引き起こす危険性もあることを十分に認識する。

2. 免許取得は，家庭で保護者と交通安全について十分話し合うこと。

免許は，保護者・生徒の責任によって取得する。

免許取得のために学校を休まない。

免許を取得した場合は，免許取得届をHR担任を通し関係職員に提出する。

3. 事故があった場合は大小を問わず，ただちに学校に届け出ること。

4. 免許取得者は，車を登下校に使用しないこと。また，制服及び学校指定の体育着では乗車しないこと。

登下校中，途中までの使用もしない。（自宅から駅まで，あるいは友人や親戚の家まで車を使用し，そこから登校するようなこと。）

部活動，学校行事等に参加する場合も使用しない。

5. 校内，校外を問わず交通安全の講話・映写・実習等の講習会には積極的に参加する。

また，学校などの交通安全教育を必ず受け，安全運転の意識と技術の向上に努める。